

大内文化まちづくりロゴマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市域における大内文化まちづくり（歴史文化を生かしたまちづくり）の推進を図るため、次に掲げるロゴマークの使用取扱に関し、必要な事項を定める。

・大内文化まちづくりロゴマーク



(申請)

第2条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ大内文化まちづくりロゴマーク使用許可申請書（様式第1号）により、山口市長（以下「市長」という。）に申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 市内各地域のまちづくり団体等が歴史文化資源を生かしたイベント等の取組に使用する場合
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用する場合
- (4) 大内文化特定地域活性化事業補助金採択団体が広報等で使用する場合
- (5) 私的な使用（個人的に又は家庭内その他これらに準ずる限られた範囲内における使用）のうち、その使用が使用目的、使用方法等に照らし、社会通念上適当と認められる場合
- (6) その他市長が適当と認めた場合

(使用の範囲)

第3条 市長は前条の規定により申請書が提出された場合は、内容を審査するとともに、内容が適当と判断される場合は、使用許可書（様式第2号）によりロゴマーク等の使用を許可するものとする。ただし、申請内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 山口市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 使用の内容がロゴマークを定めた趣旨に沿わないと認めるとき。
- (3) 法令あるいは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他市長がロゴマークの使用が不適当と認めるとき。

(使用の遵守事項)

第4条 前条の規定によりロゴマークの使用許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を

遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的にのみロゴマークを使用すること。
- (2) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ロゴマークを改変する一切の行為を行わないこと。
- (4) ロゴマークに商標権、意匠権その他権利を設定しないこと。

2 第2条第1項第5号に規定するロゴマークの使用については、第1条に規定する趣旨を損なわないよう注意すること。

3 市長は、ロゴマークの使用について、第1項の規定が遵守されていない、又は遵守されない恐れがあると認めるときは、第3条の規定による使用許可を取り消すことができるものとする。

(免責)

第5条 市長は、前条第3項の規定によるロゴマークの使用許可の取り消しにより使用者に損害が生じた場合においても、その責めを負わない。

(使用許可期間)

第6条 使用許可期間は、許可した日の属する年度内を期限とする。

(申請内容の変更)

第7条 使用者が、許可を受けた内容を変更しようとするときは、事前に市長と協議しなければならない。

(使用料)

第8条 原則として無償とする。

附 則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

年 月 日

山口市長

(申請者)

住 所

氏 名

㊞

連絡先

()

大内文化まちづくりロゴマーク使用許可申請書

大内文化まちづくりロゴマークを下記のとおり使用したいので申請します。

記

使用を希望するロゴマークの種類	<input type="checkbox"/> ロゴマーク基本形 (カラー) <input type="checkbox"/> ロゴマーク横展開 (カラー) <input type="checkbox"/> ロゴマーク縦展開 (カラー) <input type="checkbox"/> ロゴマーク基本形 (モノクロ) <input type="checkbox"/> ロゴマーク横展開 (モノクロ) <input type="checkbox"/> ロゴマーク縦展開 (モノクロ) <input type="checkbox"/> ロゴマーク基本形 (モノクロ反転) <input type="checkbox"/> ロゴマーク横展開 (モノクロ反転) <input type="checkbox"/> ロゴマーク縦展開 (モノクロ反転)
使用目的及び使用方法	※事業内容や広報物等の配布対象、数量等を記入願います (資料添付でも可)
使用する媒体等 (例：チラシ、ポスターなど)	
使用申請期間	自 年 月 日 至 年 月 日
担当者名・連絡先	担当者名： E-mail： 電話番号：

第 号
年 月 日

様

山口市長

大内文化まちづくりロゴマーク使用許可書

年 月 日付けで申請のあった大内文化まちづくりロゴマーク使用許可申請については、下記のとおり許可します

1. 使用を許可するロゴマークの種類

2. 使用許可期間 年 月 日 から 年 月 日まで

3. 使用を許可する内容

【 使用条件 】

1. 別に定める「大内文化まちづくりロゴマーク運用マニュアル」に従ってロゴマークを使用してください。
2. ロゴマークの使用実績が分かる資料を一部提出してください。
3. ロゴマーク使用取扱要領第4条第1項の規定が遵守されない場合は、同第3項の規定により使用許可の取消及び使用媒体の回収等を求める場合があります。